

令和5年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について

令和6年1月15日

1 仮登録事業者一覧

No.	事業者名称（事業所名称）	〒	所在地	電話番号	事業者番号	担当センター
1	NPO ACTきた居宅介護支援事業所	114-0001	東京都北区東十条4-10-6 1階 リーンコーポ103	03-5959-2241	1.372E+09	駒込

2 居宅介護支援事業者の概要

次頁のとおり

※参考

介護保険法	介護保険法第58条第1項及び第115条の46第1項の規定により、要支援または事業対象者と認定された方が介護予防サービスや介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス・通所型サービス等を利用する際は、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）がケアマネジメントを担当しケアプランの作成等を行います。なお、同法第115条の23第3項及び第115条の47第5項において、ケアプランの作成等の一部業務については、居宅介護支援事業者（要介護のケアプランを作成するケアマネジャー）に委託することができるとされています。
厚労省通知	厚生労働省老健局通知「地域包括支援センターの設置運営について」（一部改正：平成28年1月19日老総発0119第1号・老高発0119第1号・老振発0119号第2号・老老発0119第1号）5(1)①及び(2)において、公正・中立性を確保する観点から、委託について地域包括支援センター運営協議会（本区では地域包括ケア推進委員会）の議を経る必要があるとされています。
区要領	これらを踏まえ、本区では、ケアプランの作成等を委託する場合の基準として「文京区介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿取扱要領」を定め、次のように規定しています。 ・受託を希望する事業者は、地域包括ケア推進委員会の承認を得て、受託事業者名簿に登録しなければならない。 ・未登録の事業者に委託を行う場合は、該当事業者に対して高齢者あんしん相談センターが個別指導（文京区又は都道府県の介護予防に係る研修を受講していない場合）を行ったうえで、受託事業者名簿へ仮登録を行い委託することができる。仮登録した場合は、直近の地域包括ケア推進委員会に諮問し、その承認を受けなければならない。

居宅介護支援事業者の概要

居宅介護支援事業者	名 称	NPO法人 ACTきた居宅介護支援事業所		
	所 在 地	〒114-0001 東京都北区東十条4-10-6 グリーンコーポ103		
	電 話	03-5959-2241		
	代 表 者	石塚 幸子		
	事業者番号	1371705953		
	指定年月日	平成26年10月1日		
	事業開始日	平成26年10月1日		
	介護支援専門員	氏 名	平井 静江	
		登録番号	13013315	
		登録地	東京都	
営業日及び休日	月～土（定休日：日・祝日・年末年始）			
営業時間	月～金 9：00～17：00 土 9：00～12：00			
運営法人	名 称	特定非営利活動法人ACT・人とまちづくり		
	所 在 地	〒203-0032 東京都東久留米市前沢4-9-6 小寺ビル203		
	電 話	042-479-4810		
	代 表 者	香丸 眞理子		
	設 立	平成26年7月17日		
	主な実施事業	居宅介護支援		

高齢福祉課チェック欄

チェック項目	結 果
1：利用者本人の同意の確認	確認済み
2：担当センターに委託先事業所の選定理由を確認	確認済み
3：指定都道府県サイトで事業者番号及び事業者情報を確認	東京都サイトで確認
4：担当ケアマネジャーの研修受講状況等の確認	確認済み
5：委託先事業所の運営法人情報を確認	東京都サイトで確認